

ご相談は**無料**です

専門家派遣支援事業のご案内

**経営上のお悩み解決のために
専門家へ相談してみませんか**

生活衛生関係営業者のみなさまへ

〔 理容店 美容店 興行場 クリーニング店 公衆浴場 ホテル・旅館 飲食店 喫茶店
社交飲食業 料理店 食肉・食鳥肉販売店 氷雪販売業 の営業者が対象です 〕

たとえば、このようなお困りごとの相談を受けています

お店のデジタル化を進めて
人材不足を解消したいな

アルバイト従業員をキャリアアップ
させて正社員に育てたい

設備を新しくしたいけど、補助金
とか使えないかな？

●生活衛生関係営業者のみなさまのお悩み、お困りごとについて、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士の専門家が、経営に関するご相談（融資、補助金、自治体の支援策、デジタル化、事業承継、税務、労務、社会保険、利用者・消費者トラブルなど）をお受けします。

●専門家が個別にご相談を受け、**解決に向けてサポート**します。

●1件のご相談に対して、専門家へ**継続的に3回まで**個別相談できます。

●ご相談は**無料**です。

●相談実施期間は、**令和7年4月から12月末まで**を予定していますが、**お早めにお申し込みください**。お問い合わせは当センターまで御連絡ください。

**ご相談のお申込は、裏面の「個別サポート申込書」に記入し、
広島県生活衛生営業指導センターへFAXしてください。**

公益財団法人 **広島県生活衛生営業指導センター**

〒730-0856 広島市中区河原町1番26号 広島県環衛ビル8階

TEL：082-532-1200（9:00～17:00 土日祝日等除く） / FAX：082-532-2210

E-mail：hiroshimacenter@seiei.or.jp

FAX 番号： 082-532-2210

個別サポート申込書

商号・屋号	業 種
ふりがな お名前	
店舗所在地	
*日中の連絡先をご記入ください。 電話番号 () - アドレス (@)	

ご相談されたい内容に○を記入してください。

()	融資に関する相談
()	国や自治体の補助金や支援施策に関する相談
()	HPやSNS活用、デジタル化対応などの相談
()	税制活用などに関する相談
()	事業承継に関する相談
()	従事者の給与や保険などに関する相談
()	経営全般に関する相談 (お困りごとや聞いてみたいことを記入してください。)
()	

ご希望の相談日時を記入してください。

第1希望	令和 7年	月	日	午前・午後	時～	時
第2希望	令和 7年	月	日	午前・午後	時～	時
第3希望	令和 7年	月	日	午前・午後	時～	時

ご記入ありがとうございました。当センターへ FAX 送信してください。
申込後、当センター担当者から、確認の御連絡をいたします。